

2014年度個人特別研究費A 研究成果概要

所属・職・氏名：経営戦略研究科・教授・石原俊彦

研究課題：わが国地方自治体監査制度の再構築に向けた日本型統合的公監査フレームワークの開発

研究期間：2014年4月1日～2015年3月31日

研究成果概要（2,000字程度）

公監査フレームワークの開発は最終的には、地方自治体における『監査基準』の策定につながる作業でなければならない。本特別研究の成果は幸い、全国都市監査委員会（日本全国の市役所約900団体が加盟）が新たに公表する予定の同委員会『監査基準』の改訂作業に関わらせていただくという形で具体的なものとなった（具体的には同委員会が策定された『監査基準』改訂素案についてのコメント）。正式な確定は2015年8月に開催予定の同委員会の全国大会においてではあるが、そこに提出される素案の確定において、本研究の研究者は関与することができた。

本研究では、従来の監査研究とは異なり、英米の研究に加えて韓国における公監査のあり方について積極的に調査研究を行った（ソウル国立大学等への出張による調査）。また、自治体が直面している深刻な財政状況を克服する一つの手立てとして、経費削減策だけではなく歳入増加策にも注意を払い、特に大分県国東市等で大きな成果が認められている基金運用の監査的な側面についても積極的に分析を行った。その際、自治体関係者だけではなく、証券会社の側から見た自治体基金運用における監査的論点（合規性・合法性・経済性・効率性・有効性）を確認した。基金運用はコンプライアンスの側面に加えて、運用の成果（効率性や有効性）の側面について、いくつかの明確な論点（リスクを過度に抱えた運用、あるいは、過度に保守的でくわすかの運用利回りしか得られない運用）を抱えており、研究対象としては非常に明確な対象であった。

ところで、本研究で着目した日本型統合例公監査フレームワークの中心には、リスクアプローチを置くべきであるというのが、本研究におけるもっとも重要な結論である。わが国の現状における地方自治体監査は、手続き準拠性の監査アプローチが採用されていて、不正や無駄使いを効率的に摘発等行うという発想はあまり重視されることなく、所定の事前に定められた監査手続の遂行により大きな力点が置かれてしまっている。これではなかなか住民が期待する成果を監査があげることにはできない。民間企業の監査ではすでに30年近く前にわが国でも導入されているリスクアプローチの発想が、地方自治体等の公監査においては適用・導入されていないのである。本研究では、地方自治体の公監査における基準設定で、リスクアプローチこそ最も有用で効果的な思考のフレームワークであると結論付けた。

全国都市監査委員会による改訂『監査基準』（案）では、次のようにリスクアプローチとそれに関連する監査証拠・合理的基礎・リスク管理体制・内部統制・監査計画・監査技術等の概念が説明されている。特に『監査基準』（案）では、監査委員（地方自治体監査の監査主体）は、都市を取り巻く内外の環境、議会の動向、都市経営に関わる市長の理念や方針、行財政運営に関わるガバナンスの状況について、監査の諸段階（監査計画・監査実施・監査報告）において十二分に配慮することが求められており、それらを踏まえてリスクアプローチを採用することが

重要であるとされている。この点こそ、わが国地方自治体における日本型統合的公監査のフレームワークの基本となる思考である。

「第3章 実施基準

(合理的な基礎)

第12条 監査委員は、監査等の実施に当たり、十分かつ適切な監査等の証拠を入手して、表明する監査等の結果及び意見の合理的な基礎を形成しなければならない。

(監査等の実施方針及び計画)

第13条 監査委員は、都市を取り巻く内外の環境、議会の動向、都市経営に関わる市長の理念や方針、行財政運営に関わるガバナンスの状況、リスク管理体制、内部統制体制、情報技術の利用状況、その他の行財政運営に関わる情報、過去の監査結果に対する措置の状況及び監査資源を総合的に勘案し、監査等の方向性や重点項目等の実施方針を策定しなければならない。なお、当該実施方針は、環境等の変化に応じて適宜見直さなければならない。

2 監査委員は、前項の実施方針に基づき、監査等を効果的、効率的に実施することができるように、監査等の計画を策定しなければならない。

3 監査委員は、年間監査計画の策定に当たり、行財政運営上のリスクの重要性及び過去の監査結果に対する措置の状況等を評価し、監査資源等を総合的に勘案したうえで、戦略的に次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 実施予定の監査等の種類及び対象

(2) 監査等の対象別実施予定時期

(3) 監査等の実施体制

(4) その他必要と認める事項

4 監査委員は、実施計画の策定に当たり、監査等の対象に係る業務上のリスク及び虚偽表示のリスクが行財政運営に及ぼす影響の重要性を評価したうえで、その程度に応じて体系的に次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 監査等の種類

(2) 監査等の対象

(3) 監査等の着眼点

(4) 監査等の主な実施手続

(5) 監査等の実施場所及び日程

(6) 監査等の担当者及び事務分担

(7) その他監査等の実施上必要と認める事項

(監査等の計画の変更)

第15条 監査委員は、行財政運営上のリスクの重要性、内部統制の整備及び運用状況の有効性を考慮して、十分かつ適切な監査等の証拠を入手できるよう、実施すべき監査等の手続を定めなければならない。

2 監査委員は、監査等の結果及び意見を形成するに足る合理的な基礎を得るために、監査等の手続に当たり、有効性、効率性、経済性、合規性、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等に着目しなければならない。

3 監査等の手続は、原則として試査による。なお、試査の結果重要な異常の兆候を発見した場合等必要と認める場合は、監査等の手続を追加して実施しなければならない。

4 監査委員は、監査等の実施において不正の兆候を発見した場合には、適宜監査手続を追

加して十分かつ適切な監査等の証拠を入手し、監査等の結果及び意見の合理的な基礎を形成しなければならない。

(実施すべき監査等の手続の適用)

第 16 条 監査委員は、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査等の証拠を入手するため、実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法について、得られる証拠力の強弱や手続の容易性を勘案して適宜これらを組み合わせる等により、実施すべき監査等の手続を選択の上適用しなければならない。」

以上

研究成果概要は、データで gakunai@kwansei.ac.jp まで提出してください。